	旧約款 （電気基本需給約款）	新約款 （電気基本需給約款）
表紙	2025 年 4 月 1 日実施	2027 年 1 月 1 日実施
Ⅰ総則	**第 3 条　　用語の定義** 26.非化石価値/再エネ価値 お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素（CO2）排出量がゼロの電源(いわゆる「CO 2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。対象となるプランでは、その購入ための費用を電気使用量に応じて請求いたします。 実際の当社の電源構成は当社ホームページで閲覧可能です。 URL：https://www.retailenergy.co.jp/pdf/power-supply.pdf	**第 3 条　　用語の定義** 26.再エネ価値（単価） お客さまの電気のご使用量に応じて当社が非化石証書を購入・使用することで、お客さまに供給する電気について、実質的に二酸化炭素（CO2）排出量がゼロの電源(いわゆる「CO2 ゼロエミッション電源」) 100 %の調達を実現します。対象となるプランでは、その購入ための費用を電気使用量に応じて請求いたします。 なお、当社が非化石証書を調達するために要する費用は、市況等により変動する場合があるため、これに応じて請求単価も当社が別途定めるところにより変動します。 実際の当社の電源構成は当社ホームページで閲覧可能です。
附則	**1　　基本約款の実施期日** 本約款は、2025 年 4 月 1 日から実施します。	**1　基本約款の実施期日** 本約款は、2027 年 1 月 1 日から実施します。